

# 下関市立大学大学院学位授与審査に係る結果回答事務取扱要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定

改正 令和 3 年 3 月 31 日

令和 4 年 3 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下関市立大学学位規程（平成 19 年規程第 59 号）第 16 条の規定に基づき、修士の学位の授与審査に係る結果問い合わせに対する回答手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(問い合わせに対する回答の内容)

第 2 条 問い合わせに対する回答の内容は、次の各号に掲げる審査等の各項目に対して、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学位論文審査結果 評価及び要旨
- (2) 最終試験結果 合否及び要旨
- (3) 学位授与判定結果 審議概要

(問い合わせの方法)

第 3 条 審査結果の問い合わせをする者は、下関市立大学大学院学位授与審査に係る結果問い合わせ書（様式第 1 号。以下「問い合わせ書」という。）に必要事項を記入の上、学務部教務課へ提出するものとする。

2 問い合わせできる者は、学位論文を提出した本人とする。

(結果の回答方法)

第 4 条 結果回答は、下関市立大学大学院学位授与審査に係る結果回答書（様式第 2 号。以下「回答書」という。）を交付することにより、問い合わせ書が提出された日の翌日から起算して 60 日以内に行うものとする。

2 回答書に別紙として添付する要旨を記載した書面は、次の各号に掲げる審査等の各項目に対して、当該各号に定める書面とする。

- (1) 学位論文審査結果及び最終試験結果 下関市立大学修士論文審査手続要領（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 5 条に定める様式第 5 号（その 2）の写し
- (2) 学位授与判定結果 学長が必要と認める審議概要を研究科委員会と調整のうえ作成する書面

附 則

この要綱は、平成 29 年度以降に実施する学位授与審査に適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

下関市立大学大学院学位授与審査に係る結果問い合わせ書

（宛先）下関市立大学長

下関市立大学学位授与審査に係る結果を下記により問い合わせます。

記

専攻	学籍番号	氏名
論文題目		
主査 (研究指導担当教員)		

年 月 日

様

下関市立大学長

下関市立大学大学院学位授与審査に係る結果回答書

請求のありました、下関市立大学学位審査結果につきまして、下記のとおり通知します。

記

専攻	学籍番号	氏名
論文題目		
審査委員	主査	
	副査	
	副査	
論文審査結果	《 点》 要旨は別紙のとおり	
最終試験結果	《 合格 または 不合格 》 要旨は別紙のとおり	
学位授与判定結果	審議概要は別紙のとおり	